

# 市町村共同または広域的な事務処理等の状況 ( 1 )

## 長野県の広域連合

**長野広域連合**  
平成12年4月1日設置  
(3市5町(坂城町)3村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護認定審査、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ごみ処理、最終処分場、職員共同研修、広域的課題の調査研究

**北アルプス広域連合**  
平成12年2月1日設置  
(1市1町3村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護保険事務、消防事務、養護老人ホーム、介護老人保健施設、クルーズホーム、福祉会館、火葬場、広域的なごみ処理の推進、職員の共同研修、広域的課題の調査研究

**松本広域連合**  
平成11年2月1日設置  
(3市1町5村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護認定審査、消防事務、広域的なごみ処理の対応、職員の共同研修、広域的課題の調査研究

**木曾広域連合**  
平成11年4月1日設置  
(3町3村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護保険事務、消防事務、公共リサイクルの設置管理、ごみ処理・し尿処理、木曾文化公園、特別養護老人ホーム、景観基本構想、広域観光振興計画、公共下水汚泥集約処理施設、地域情報ネットワークシステム、広域的課題の調査研究

**南信州広域連合**  
平成11年4月1日設置  
(1市3町11村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、地方拠点都市地域の振興整備、介護認定審査、ごみ処理・し尿処理、消防事務、特別養護老人ホーム、広域幹線道路網構想、知的障害者更生施設、広域的課題の調査研究

**北信広域連合**  
平成12年4月1日設置  
(2市1町3村3組合)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護認定審査、特別養護老人ホーム、公平委員会事務、職員共同研修、ごみ処理広域化計画、広域的課題の調査研究

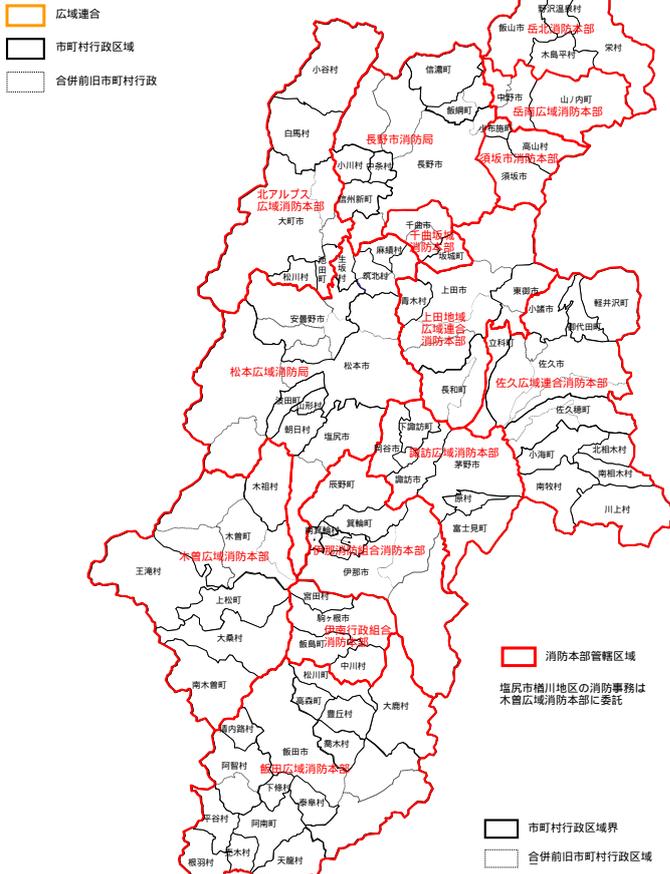
**上田地域広域連合**  
平成10年4月1日設置  
(2市2町(坂城町)1村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、消防事務、介護認定審査、調査・介護相談、ごみ処理・し尿処理、特別養護老人ホーム、図書館情報ネットワーク、地域情報化の推進、職員人材育成、広域幹線道路網構想、広域的な観光振興、広域的課題の調査研究

**佐久広域連合**  
平成12年4月1日設置  
(2市5町4村)  
[主な処理事務]  
広域市町村圏計画、介護認定審査、消防事務、特別養護老人ホーム、介護施設、広域的な観光振興、職員の人材育成、広域的課題の調査研究

**諏訪広域連合**  
平成12年7月1日設置  
(3市2町1村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護保健事務、消防事務、特別養護老人ホーム、介護施設、職員の共同研修、ごみ処理広域化計画、広域的課題の調査研究

**上伊那広域連合**  
平成11年7月1日設置  
(2市3町3村)  
[主な処理事務]  
ふるさと市町村圏計画、介護認定審査、情報センター、ごみ処理広域化計画、広域的課題の調査研究

## 消防本部一覧

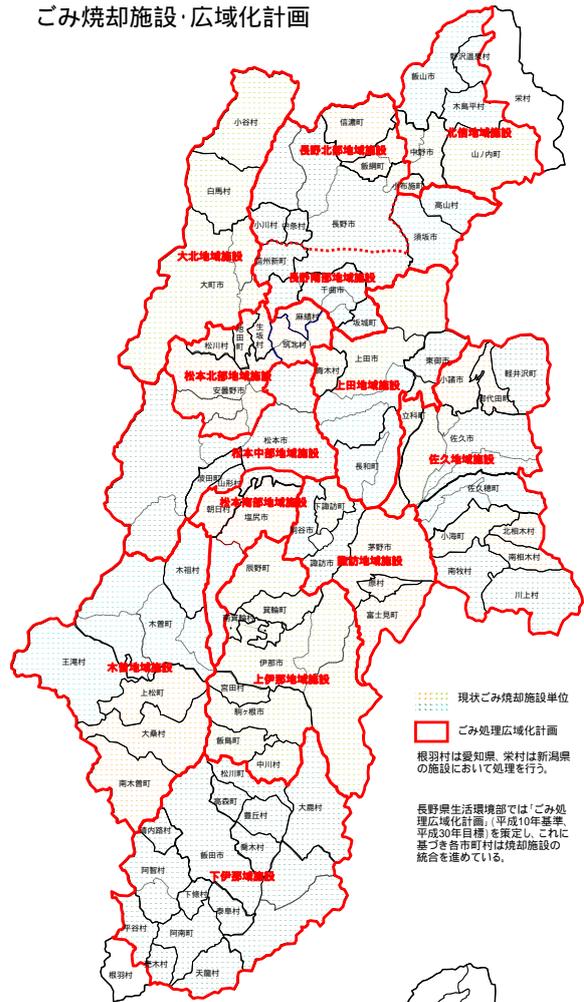


多様化した広域行政需要に適切かつ効果的に対応するとともに、広域連合や一部事務組合により交通・防災・清掃・医療・介護保険・社会福祉・教育文化・情報処理等の事務を共同で行っている。県内の全市町村で10の広域連合が構成されている。

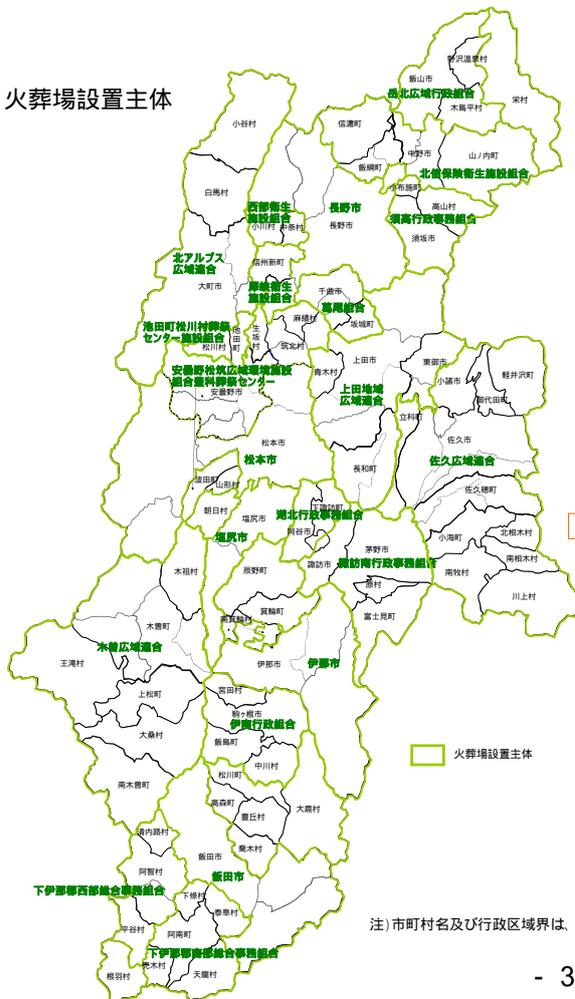
注)市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

ごみ焼却施設・広域化計画

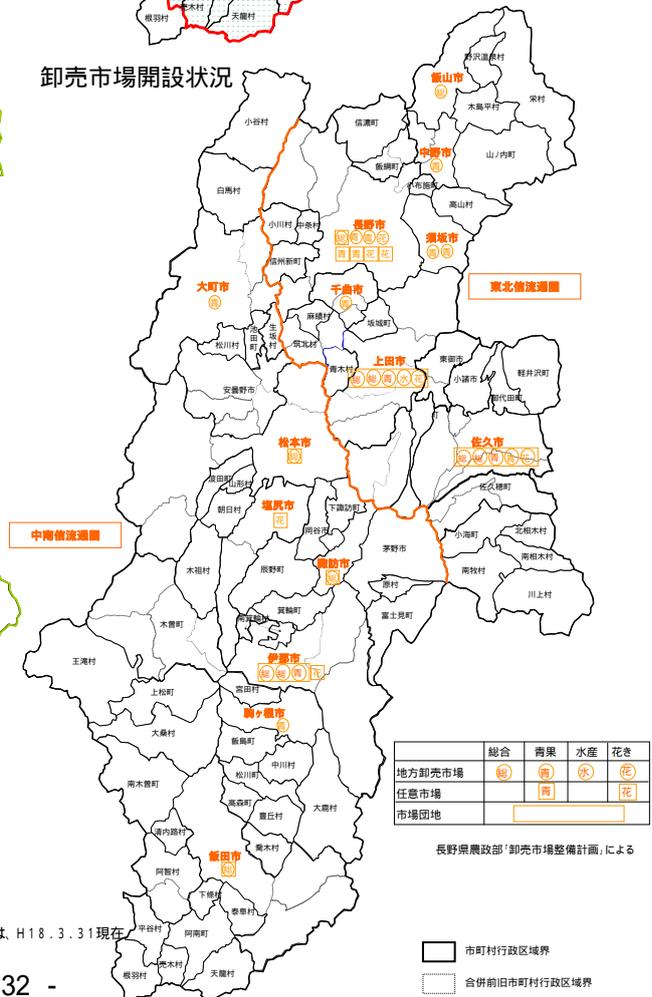
ごみ処理、火葬場について、各市町村が単独で処理施設を設置するのではなく、周辺市町村と共同で処理を行っている例がみられる。  
卸売市場については、市場流通の実態を踏まえて広域的な機能整備を図っている。  
都市計画法では都市計画区域について、都市施設として必要なものを定めることができる。以下に示すごみ焼却場、火葬場、市場についても必要なものは都市計画決定されている。



火葬場設置主体



卸売市場開設状況

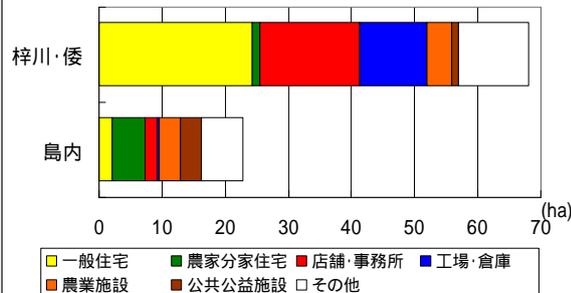
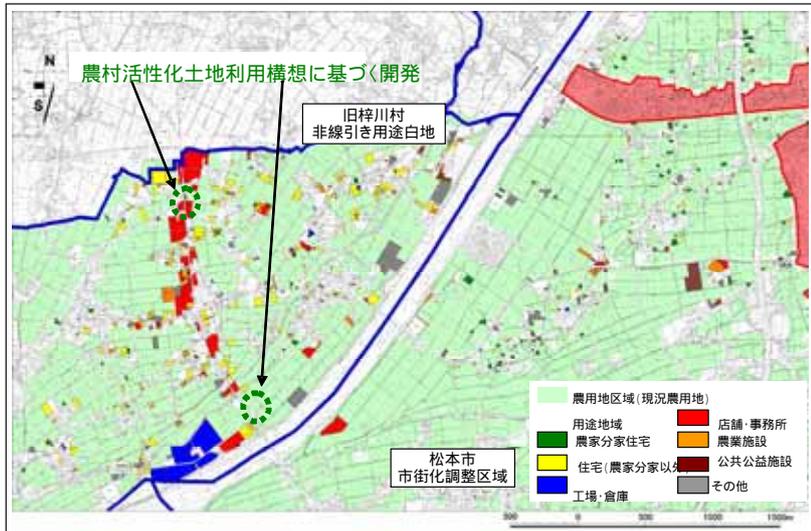


注) 市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

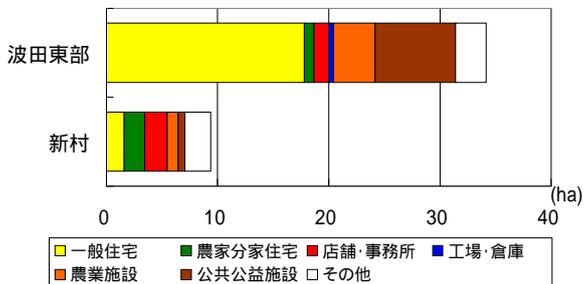
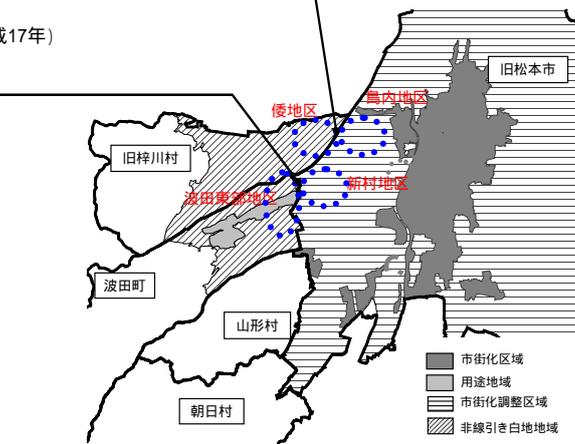
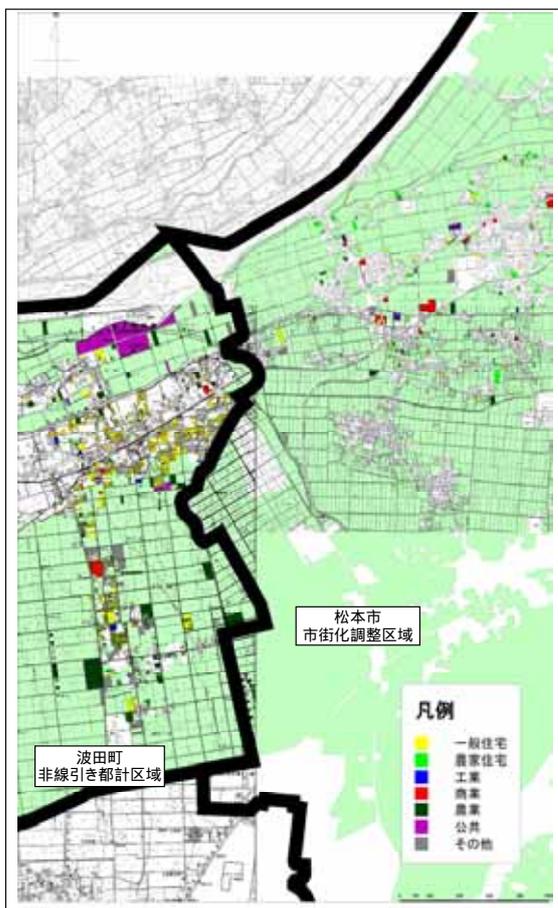
# 松本市市街化調整区域とその周辺地域の土地利用動向(1) 資料 - 28(1)

市街化調整区域である松本市の集落と周辺地域では、比較対象した4地区とも、開発の総量・質とも大きな違いがある。農地転用用途では、市街化調整区域で農家住宅が多く、周辺地域で一般住宅・店舗・事務所が多い。周辺地域では農地と宅地の混在も見られる。

松本・島内地区と梓川・倭地区における農地転用箇所と転用目的(昭和50年～平成16年)  
(出典:「新たな土地利用マネジメント」調査事業報告書)

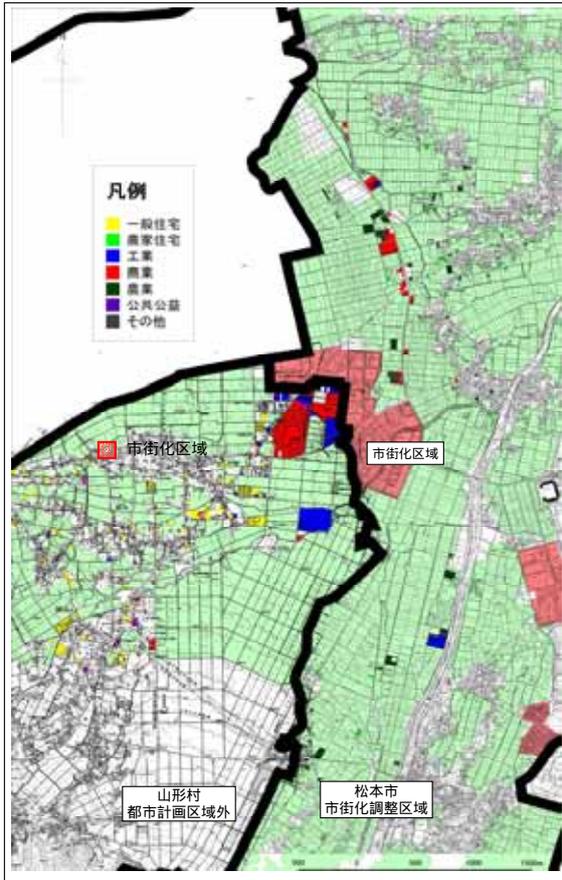


松本・新村地区と波田・東部地区における農地転用箇所と転用目的(昭和50年～平成17年)  
(出典:「新たな土地利用マネジメント」調査事業報告書)

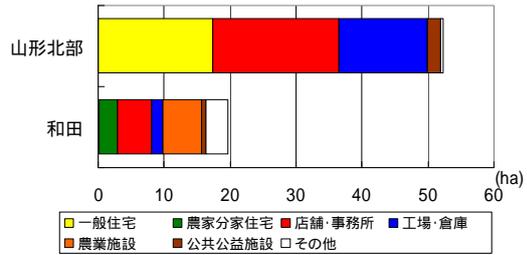


# 松本市の市街化調整区域とその周辺地域の土地利用動向(2) 資料 - 28(2)

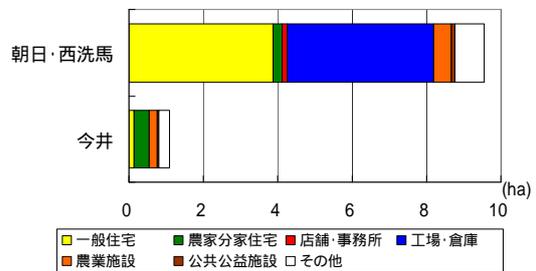
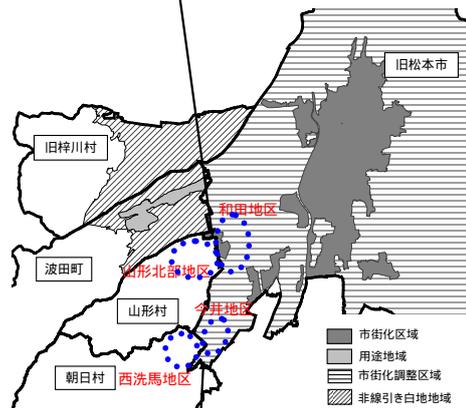
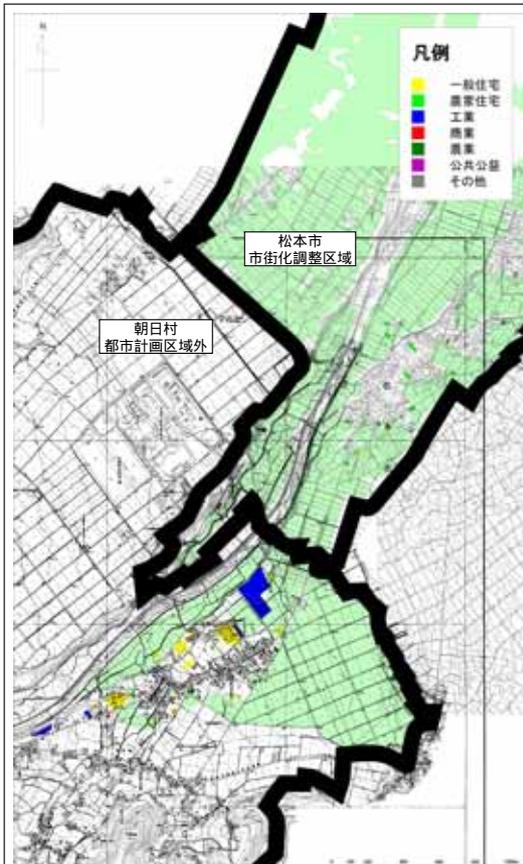
松本・和田地区と山形村北部における農地転用箇所と転用目的(昭和60年～平成17年)  
 (出典:「新たな土地利用マネジメント」調査事業報告書)



山形村の開発では、工業施設・商業施設の面積割合が多く、大規模集客施設の開発が大きな割合を占めている。  
 朝日村の開発面積は少ないが、農用地を虫食的に除外する開発の進行が見られる。



松本・今井地区と朝日村における農地転用箇所と転用目的(昭和47年～平成17年)  
 (出典:「新たな土地利用マネジメント」調査事業報告書)



## 特定用途制限地域の指定の考え方

### 1. 岐阜県美濃加茂市および富加町の指定形態の特徴

#### 指定経緯

- ・平成14年頃から美濃加茂市において、東海環状自動車道・美濃加茂ICの供用開始（平成17年3月）を見越し、IC周辺の土地利用の規制誘導策について、自治体と地元住民との間で検討が始まる。
- ・検討の結果、地区住民の間で現在の良好な生活環境を保全するという方向性で合意形成がなされる。建築物の建築制限の方策として、特定用途制限地域を活用しようとする意見に集約された。
- ・同様に関・富加ICの供用を控えた富加町でも、美濃加茂市の先行事例を踏まえ、特定用途制限地域の指定で意見集約がなされた。
- ・平成17年4月、都市計画決定ならびに条例施行がなされた。

IC建設を契機として、住民側が適正な土地利用の実現に関心を持ち、その実現手法として特定用途制限地域が活用された

#### 主な制限内容

- ・美濃加茂市（指定面積168ha）
  - ・・・危険性のある工場、1500㎡以上の店舗・事務所、ホテル、遊戯施設、風俗施設、倉庫、畜舎
- ・富加町（指定面積373ha）
  - IC周辺及び幹線道路沿道地区（152ha）
    - ・・・危険性がやや多い500㎡以上の工場、貯蔵施設、1500㎡以上の事務所、ホテル、風俗施設
  - 工場立地地区（90ha）
    - ・・・危険性のある工場、貯蔵施設、1500㎡以上の店舗、3000㎡以上の事務所、ホテル、風俗施設
  - 集落環境保全地区（131ha）
    - ・・・危険性がやや多い工場・貯蔵施設、1500㎡以上の店舗・事務所、遊戯施設、風俗施設、倉庫

富加町の場合、地区ごとに制限内容を複数設けることによって、不適格建築物の発生を抑えている

また、現在の特定用途制限地域内における、平成元年以降の過去の建築動向を見ると、専用住宅を始めとする、住宅系の用途が圧倒的に多く、特定用途制限地域の指定によって制限される建築活動は極めて少ない（表1、図1）。実際に不適格建築物の発生は、規模の大きな工場や自動車修理工場など数件程度である。このことから、当該地区の特定用途制限地域の指定は、これまでの建築動向を踏まえつつ、将来、地区にふさわしくない建築物の建築を規制する予防的な指定の形態であると考えられる。

地区の過去の建築動向を踏まえた制限内容となっているため、不適格建築物の発生はごく限られる

表1 特定用途制限地域内の建築動向（平成元年以降、増改築含む）

	専用住宅	共同住宅	住宅及び 車庫・倉庫	併用住宅	店舗 事務所	工場	公共公益	倉庫 作業場	その他	計
美濃加茂	73	0	12	1	2	7	2	10	2	109
富加	130	6	9	2	8	28	10	35	18	246

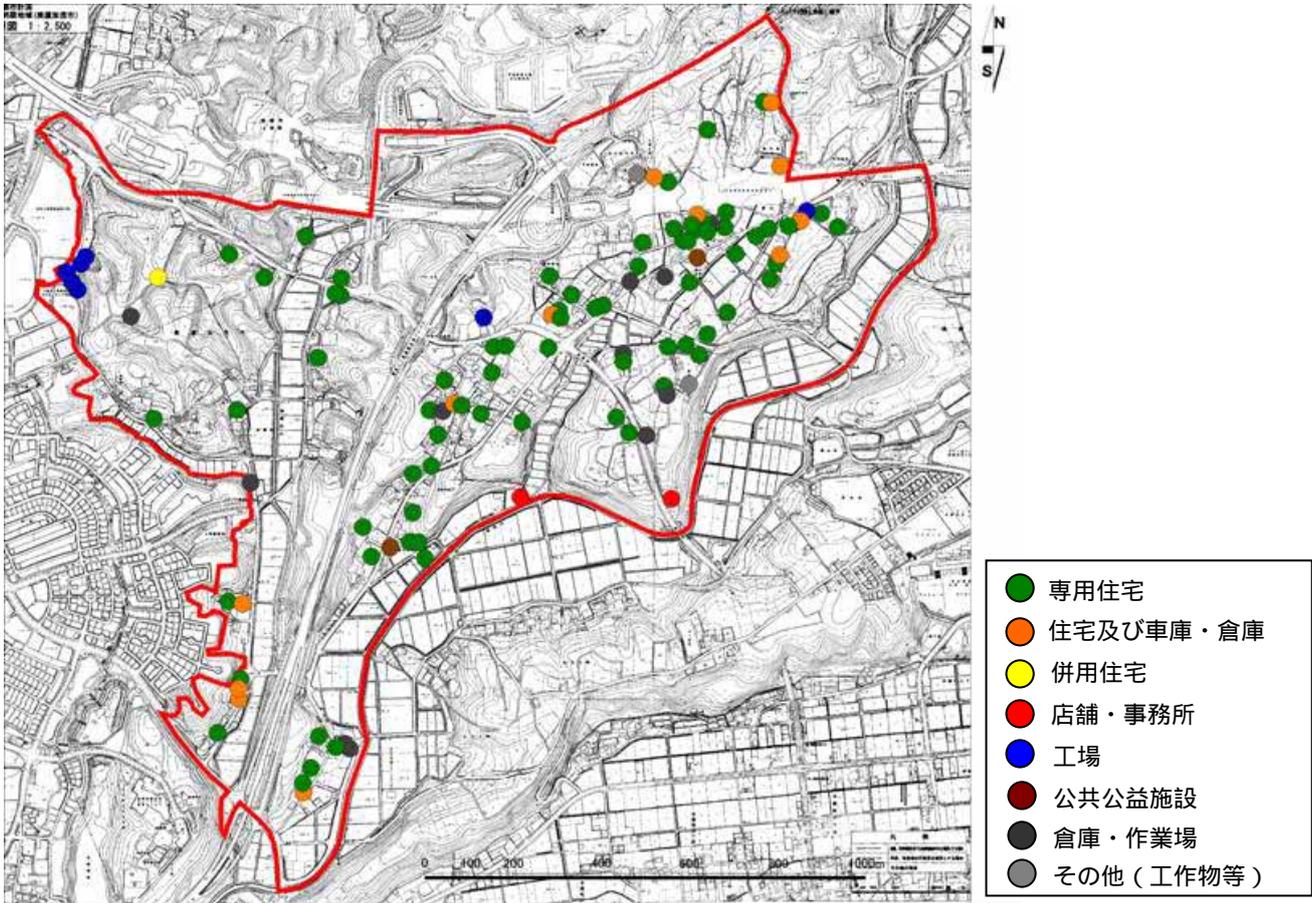


図1 美濃加茂市、特定用途制限地域内の建築動向位置図

不適格建築物への対応

美濃加茂市、富加町とも条例中に適用除外を定めることで、不適格建築物の増改築に対して配慮されている。

（適用除外の基準）

- ・容積率、建蔽率の規定に適合すること
- ・増築後の床面積が当初の120%を越えないこと
- ・増築後の不適合部分の床面積の合計が、当初の120%を越えないこと
- ・原動機の出力や機械の台数等についても、当初の120%を越えないこと

不適格建築物に対する適用除外を定めることで、特定用途制限地域の指定の円滑化が期待できる

2. 特定用途制限地域の指定の効果 - 用途地域と比較してのメリット・デメリット

非線引き都市計画区域の土地利用規制として考えられる特定用途制限地域と用途地域の指定に関わる事項を比較して両者のメリット・デメリットを整理する（表2、岐阜県および美濃加茂市、富加町の担当者への聞き取り調査も参考）

表2 特定用途制限地域と用途地域の比較

	特定用途制限地域	用途地域
制度の位置づけ	良好な環境の形成及び保持	都市的土地利用の計画として、市街化区域に準ずる意味づけと効果を有する
法規制力	建築基準法に基づく条例により規制	建築基準法による規制
<b>法規制力としてはほぼ同等のものを有する</b>		
関係機関との協議	関係機関との調整が必要 ただし、農振地域の変更は不要、ならびに農用地域や保安林は除いて指定することから農政協議の円滑化が可能（岐阜県の場合、農政部局への照会のみ）	関係機関との調整が必要 特に農振地域の変更に伴う農政協議が必須
<b>用途地域に比べ特定用途制限地域の方が関係機関との調整は容易</b>		
規制内容	条例で規制内容を定めることができる	法律により定まっている（地区計画等の適用で規制または緩和が可能）
<b>地域の実情に即した柔軟な規制内容とすることが可能 住民発意の規制誘導方策として活用することが考えられる</b>		
事務処理	自治体独自の規制内容で周知徹底が必要（業者および民間検査機関等に対して）	全国一律の規制内容で、周知しやすい
<b>特定用途制限地域の方が建築確認業務が煩雑化する</b>		

3. 特定用途制限地域の活用可能性（例）

市街化調整区域との規制の格差解消のために活用

線引き区域と近接する非線引き区域の用途地域以外の部分について指定する

自治体独自の土地利用計画に法的効果を付与するために活用

穂高町や松川村のような土地利用調整基本計画と特定用途制限地域を連動させる（まちづくり条例に比べ、法律上の担保性が高まる）



特定用途制限地域を指定するにあたり、まず自治体で土地利用計画を策定することにより、地域の実情に応じたきめ細かな指定とすることが可能になると考えられる。